

令和7年度宮古地方ワンストップ就農相談会開催要領

1 目的

宮古地方における新規就農者を確保するため、宮古地方農業振興協議会担い手部会構成機関の新規就農支援担当者が参集し、各種相談機能を集約した就農相談会の開催により、新規就農相談者の利便性の向上や構成機関の情報共有を図り、より効率的・効果的に就農に結びつける。

2 実施主体

宮古地方農業振興協議会担い手部会

3 内容

(1) 対象者

宮古地方での就農を希望する方、将来的に就農することを考えている方、職業としての農業に興味がある方 等

(2) 相談対応機関及び対応者

宮古市、宮古市農業委員会、山田町、山田町農業委員会、岩泉町、岩泉町農業委員会、田野畑村、田野畑村農業委員会、JA 新いわて宮古営農経済センター、宮古農林振興センター、宮古農業改良普及センター

※ 役割分担は、「宮古地方新規就農者確保・育成アクションプラン（令和5年～8年度）」に基づき行う。

(3) 開催日時

相談日は、令和7年7、9、12月の原則として第2水曜日13時30分～16時とする。

第1回 令和7年7月9日

第2回 令和7年9月10日

第3回 令和7年12月10日

(4) 場所

宮古地区合同庁舎

ただし、場所は相談希望者の居住地等を考慮し、下記のア～エから設定する場合がある。またオンライン利用によるリモート相談にも対応する。

ア 宮古市：宮古地区合同庁舎会議室、宮古市役所会議室

イ 山田町：山田町役場会議室

ウ 岩泉町：岩泉地区合同庁舎会議室、岩泉町役場会議室

エ 田野畑村：田野畑村役場会議室

(5) 申込方法等

- ア 完全予約制とし、予約がない場合は実施しない。
- イ 相談希望者は、相談日の7日前までに、事務局（宮古農業改良普及センター）に電話、FAX、Eメール等で申し込む。
- ウ 申込書により、事前に相談希望者の状況を把握する（電話での申込の場合は申込書の様式に沿って聞き取りする）。
- エ 相談希望者に対する相談対応時間は、事務局（宮古農業改良普及センター）が調整する。

(6) 周知方法

市町村広報・ホームページ、農協広報、岩手県農業公社ホームページ、いわてアグリベンチャーネット 等